

労務管理の改善等に関する 訪問支援の御案内

無料

働き方改革の総仕上げに向けて、アドバイスいたします！

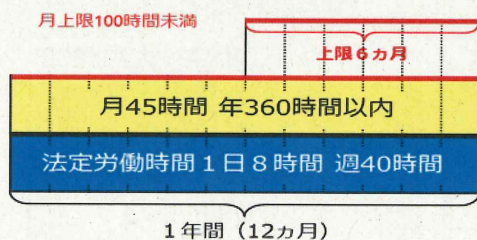
- 平成31年4月から働き方改革関連法が順次施行されていますが、**時間外労働の上限規制の適用が猶予されていた自動車の運転の業務・建設業・医師について、以下のとおり、令和6年4月1日から、上限規制が全面適用となります。**
- 福岡労働局では、事業主の皆様からの以下のようなご相談について、「労働時間相談・支援班」の職員が訪問し、必要な取組等について説明・助言します。
- 「訪問支援」は、監督指導ではありません。自社の労務管理の見直し手法の一つとして、ぜひ積極的にご活用ください！

- ⊗ 労務管理について、改善点がないかアドバイスしてほしい。
- ⊗ 長時間労働の削減事例を紹介してほしい。
- ⊗ 利用可能な支援（助成金）について知りたい。



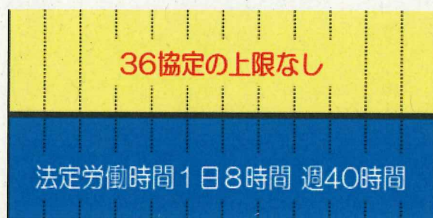
<現行の上限規制>

法律による上限（特別条項/年6ヵ月まで）
 ・年720時間 ・複数月平均80時間
 ・月100時間未満（休日労働を含む）



1年間（12ヵ月）

※適用猶予：自動車の運転の業務、
建設業、医師

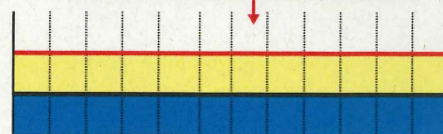


<令和6年4月1日～上限規制適用後>

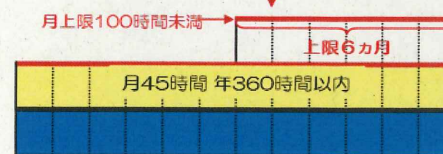
法律による上限（原則）
 ・月45時間
 ・年360時間

<自動車の運転の業務>

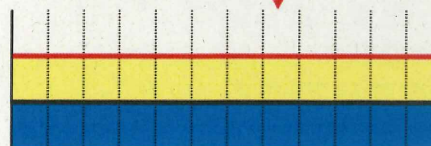
法律による上限（特別条項）
 ・年960時間（休日労働を含まない）



<建設業> 法律による上限（特別条項/年6ヵ月まで）
 【原則】 ・年720時間 ・複数月平均80時間
 ・月100時間未満（休日労働を含む）



<医師> 法律による上限（特別条項）
 ・年960時間（最長1,860時間）（休日労働を含む）



訪問支援を希望される場合は、裏面により、お申し込みください。

（申込窓口）福岡労働局労働基準部監督課 092-411-4862

労働基準監督署の管轄

| | 監督署名 | 管 轄 |
|-----|------|--|
| 福岡 | 福岡中央 | 福岡市(東区を除く),春日市,大野城市,筑紫野市,太宰府市,糸島市,那珂川市 |
| | 福岡東 | 福岡市東区,宗像市,古賀市,福津市,糟屋郡 |
| 北九州 | 北九州西 | 北九州市八幡東区,八幡西区,戸畑区,若松区,中間市,遠賀郡 |
| | 北九州東 | 北九州市小倉北区,小倉南区 |
| | 門司支署 | 北九州市門司区 |
| | 行橋 | 行橋市,豊前市,京都郡,築上郡 |
| 筑豊 | 飯塚 | 飯塚市,嘉麻市,嘉穂郡 |
| | 田川 | 田川市,田川郡 |
| | 直方 | 直方市,宮若市,鞍手郡 |
| 筑後 | 大牟田 | 大牟田市,柳川市,みやま市 |
| | 久留米 | 久留米市,大川市,朝倉市,小郡市,うきは市,三井郡,三潞郡,朝倉郡 |
| | 八女 | 八女市,筑後市,八女郡 |

労務管理の改善等に関する訪問支援の利用申込は、以下にお電話いただき「訪問支援の申し込み」とお伝えください。

(申込窓口)

福岡労働局 労働基準部 監督課

電話 092-411-4862

(受付時間) 土日祝日を除く 8:30~17:15

※訪問支援は、利用無料です。

※申し込み後、管轄の監督署からご連絡をして、日程調整をさせていただきます。